

平成28年10月31日

第10回 定例会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 10 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 28 年 10 月 31 日 (月)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	6 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	6 2	農地法第 4 条許可申請について
4	6 3	農地法第 5 条許可申請について
5	6 4	農地転用事業計画変更申請の承認について
6	6 5	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10 月 31 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 10 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

8 番城森委員、9 番桑原委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 61 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 98 号は中間管理事業の利用権の種類の変更ための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇で、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 99 号は中間管理事業の利用権の種類の変更ための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇で、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 3 筆で 7,463 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号 98 号及び 99 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農地法第 4 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 4 件です。

整理番号 11 号

整理番号 11 号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 66 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん, 陶芸業です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は, 「申請地を駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は, 4 ページに掲載してあります。

〇〇公民館より南東 300m 及び〇〇町・〇〇〇〇南側道路向かいに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

転用目的は, 駐車場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は, 普通自動車 1 台分の駐車場です。

計画面積は 66 m²で問題のないものと思われます。

申請地の南側は宅地, その外周囲は道であり, 隣接する農地はありません。

駐車場への転用にあたり, 現況のまま, 整地のみで, 境界には, ブロック積及び擁壁を施してあり, 周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また, 建物を建築しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については自然流下及び西側側溝へ放流します。

本件申請地は, 申請人が事前に, 整地し, 駐車場として整備していたもので, 今年, 8 月に実施された農地パトロール調査におきまして, 無断転用が判明したことから, 当農業委員会指導により, 今回, 追認により許可を得ようとするものです。

なお, 申請人より「平成 7 年から, 駐車場として利用しておりましたが, 申請が事後になりましたことを反省します。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画も適正であり, 周囲の土地にこれまでも, 被害を及ぼしたこともないため, 無断転用であります, やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして, 整理番号 12 号

整理番号 12 号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 151 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は物置・駐車場です。

申請事由は, 「申請地を物置, 駐車スペースとして利用するため。」とのことです。

申請地は, 6 ページに掲載してあります。

〇〇公民館より北側 151m 及び〇〇町・〇〇〇〇敷地西側に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

転用目的は, 物置・駐車場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、普通自動車2台分の駐車場及び物置1棟の設置です。

計画面積は151㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側は側溝を挟んで、宅地、東側は宅地、南側は転用予定の畑、西側は雑種地です。

駐車場・物置への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積及び擁壁を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

物置の高さは約3mですが、境界からは0.2m～7.4m程度控えており、周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置されております。

雨水については自然流下及び北側側溝へ放流します。

車の出入りは西側雑種地よりおこないますが、土地所有者より承諾を得ているとのことです。

本件申請地は、申請人が事前に、整地し、物置・駐車場として整備していたもので、今回、追認により許可を得ようとするものです。

なお、申請人より「平成10年から、駐車場として利用しておりましたが、申請が事後になりましたことを反省します。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります。やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして、整理番号13号

整理番号13号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、96㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場・物置です。

申請事由は、「隣接する土地の管理のため、申請地を駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は、8ページに掲載してあります。

〇〇〇〇店敷地より北側約170mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は準住居地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、軽自動車2台分の駐車場及び物置の設置です。

計画面積は96㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側は道、東側及び西側は宅地、南側は雑種地であり、周囲に農地はありません。

雨水については自然流下及び北側市道側溝へ放流します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして、整理番号 14 号

はじめに、この申請地は、H28 年 6 月 28 日付けで、駐車場・物置とする転用許可地ですが、転用事業者が、この土地に貸家の建築を希望しております。

そのため、農地法によれば、転用計画を変更することにより、周辺の営農条件に対する影響が当初許可による影響よりも小さくならないと思われる場合は、事業計画申請と同時に、農地法 4 条の許可をうける必要があることから、今回、申請するものであります。

整理番号 14 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，126 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は貸家です。

申請事由は、「現在，自宅を処分し，県外で病気療養している親の希望を受けて，近直，故郷である枕崎に居住させることから，申請地に家屋を建築し，貸し付けるため。」とのことです。

事業計画変更 5-64-3 と同時申請になります。

申請地は，10 ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿い〇〇〇〇より北西側約 250m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

計画内容は，貸家 1 棟の建築です。

計画面積は 126 m²で問題のないものと思われま

す。申請地北側は道及び一体利用の雑種地，西側は水道ポンプ施設，南側は国道であり，周囲に農地はありません。

建物の高さは約 5m ですが，境界からは 0.2m ～ 7.4m 程度控えており，周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

貸家への転用にあたり，現況のまま，整地のみで，境界には，ブロック積及び擁壁を施してあり，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，自然流下及び北側及び南側より処理する計画です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして，調査員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 11 号及び 12 号を俵積田義信委員お願いします。

11 番（俵積田義信委員）整理番号 11 号について報告いたします。

調査日は 10 月の 17 日。

調査員は瀬戸口委員と事務局の前原さん，そして私であります。

立会人は申請者の〇〇さん夫婦。

申請地は〇〇町〇〇番〇。

転用目的は駐車場であります。

場所は国道〇〇号線沿いの〇〇の入口の手前、〇〇〇〇西側向かいの一段高い土地であります。

もうすでに無断転用で駐車場として使用しております。バラスも敷いてあります。

本人は山林のつもりだったということでございますが、農地パトロールで判明致しまして、今回の申請にいたったものであります。

いたしかたのない申請であると見てまいりました。

次に、整理番号 12 号について報告いたします。

申請地は〇〇町〇〇番〇。

調査日は前号と同じ、調査員も同じであります。

申請者は〇〇〇〇さん、面積は 151 m²。

転用目的は駐車場と物置であります。

場所は〇〇〇〇を 30m くらい渡ったところに〇〇石油の給油所がありますが、その西隣であります。

もうすでに無断転用でコンクリートの舗装がされまして、駐車場として使用され、奥のほうには物置も建っております。

排水等については適正であります。

無断転用の顛末書もついておりますし、いたしかたのない申請であると見てまいりました。

以上、報告を終わります。

議長 整理番号 13 号及び 14 号を瀬戸口委員お願いします。

12 番（瀬戸口委員）整理番号 13 号について報告いたします。

10 月 17 日に、事務局前原さんと俵積田義信委員、それに申請者代理人〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査をしてまいりました。

申請地は東側が宅地、西側が駐車場、南側は申請者の所有地で雑種地となっており、北側は市道となっております。

近くには〇〇店、〇〇、〇〇交差点などが位置して、車の通りが多いところがあります。

現状はブロック擁壁で、境界を明確にし、作付けを行った形跡も無く、雑草を刈り取った状況でありました。

また、付近には農地も無く宅地化が進んであります。

許可後は隣接地の自己所有地を管理するため、物置・駐車場として使用し、雨水は北側側溝に流し、砂利敷きとして使用することになります。

以上報告を終わります。

続きまして、整理番号 14 号について報告いたします。

先ほどと同じように、17 日に事務局前原さんと俵積田義信委員、それに申請

者〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は〇〇地区の国道〇〇号線沿いの緑地帯に接しております。

本市の水道課が所有し管理する〇〇ポンプ場の隣接地でもあります。

平成28年6月28日の総会において、5条転用許可を受けた農地でもあります。

また、今回事業計画変更申請も受けております。

東側・西側は市道、南側は宅地、北側は〇〇ポンプ場であります。

境界は既存のブロック積みとなっております。

梅、ビワ等が数本植栽されており、未整地であります。

今回自己所有地の隣接地と合わせて、県外で病氣療養中の親の希望を受けて、近々ふるさとである枕崎に帰省して居住するため、今回申請地に住宅を建てて貸し付けるとのことであります。

周囲の状況も以前と変わりなく、隣接する農地も無く、被害防除計画も適正であり、雨水は市道の側溝へ、汚水・上下生活用水は合併浄化槽を使用するとの計画であります。

以上、報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農地法第4条許可申請の、整理番号11号から14号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。

整理番号36号

整理番号36号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、407㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、病院職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、実家に同居しており、申請地に居宅を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は13ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南東100m及び立神郵便局から南側約25mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は407㎡で問題ないものと思われます。

申請地の南側は宅地、その外周囲は道です。

一般住宅転用にあたり、0.4mの盛土をおこないますが、境界には、ブロック積を施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び東側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ5.2mの戸建て住宅であり、周囲土地から2.3m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号37号

整理番号37号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，231㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，漁協職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，パートです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、申請地に住宅を新築し、家族で居住するため。」とのことです。

申請地は15ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側20mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は231㎡で問題ないものと思われます。

申請地の北側及び西側は道、東側は畑、南側は宅地です。

一般住宅転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積を施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ6mの戸建て住宅であり、農地境界から1m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また、土地所有者からも同意を得ているとのことです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号38号

整理番号38号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，404㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，理学療法士です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，ピアノ講師外1名です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は、6 ページに掲載してあります。

4 条申請整理番号 12 号の南側に隣接します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画内容は居宅 1 棟の建築です。

計画面積は 404 m²で問題のないものと思われま

す。申請地北側は転用申請予定地、東側は宅地、南側は道、西側は雑種地です。

一般住宅への転用にあたり、1m の盛土おこない、境界には、土留め及びブロック積みを施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さは 8.1m の二階建てであり、境界より 1.5m 以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び集水桝により南側・市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後南側市道・側溝に排水する予定です。

なお、西側雑種地より、出入りをおこないますが、同時に取得し、通路として一体的に利用するものです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 39 号

整理番号 39 号の申請地は〇〇町〇〇番、田、578 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、自動車整備業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は車置場です。

申請事由は、「代車及び廃車、修理など車を置くために、利用したい。」とのこと

です。申請地は、18 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇店敷地より南東側約 190m 及び〇〇〇〇より南東側道路向に位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は、車置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車 15 台分の車置場の設置です。

計画面積は 578 m²で問題のないものと思われま

す。申請地の西側は道であり、その他周囲は宅地で、隣接する農地はありません。

車置場への転用にあたり、南側は30 cmほど低くなっているため、盛土をおこないますが、境界には、土留め及ブロック積を施し、周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

構築物もないことから、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、西側側溝へ放流させる計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きます。調査員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号36号から38号を俵積田義信委員お願いします。

11番(俵積田義信委員)整理番号36号について報告いたします。

調査日は10月の17日、調査員は瀬戸口委員と事務局の前原さん、そして私であります。

申請地は〇〇町〇〇番、申請人は〇〇〇〇さん、立会人は父の〇〇〇〇さんであります。

面積は407 m²、転用目的は一般住宅。

父の土地を譲り受けて、自分の家を建てるということであります。

場所は、〇〇〇〇の南側、1件南側の隣の土地で、市道沿いでありま

す。周囲は家が建っており、東側は市道、都市計画区域内の第3種の農地でありま

す。市道より50 cmくらい低くなっておりますが、盛土して市道よりやや高くする計画であります。

雨水は市道の側溝へ、生活排水は下水道の区域でありますので下水道につながるということでありま

す。その他、被害防除計画も適正であり、問題のない申請であると見てまいりました。

次に、整理番号37号について報告いたします。

調査日、調査員は前号のとおりであります。

立会人は申請と同じ〇〇〇〇さん。

申請地は〇〇町〇〇番〇、面積は231 m²。

転用目的は一般住宅、これも母親から土地を譲り受けて自分の家を建てるということでありま

す。場所は〇〇〇〇のすぐ西隣、地区のハウスの隣で〇〇集落に通ずる市道沿いでありま

す。西側は市道、南側は住宅、東と北側は菊栽培のハウスであります。

家を建てる時にはハウスから1・2m離して建てるということで、平屋の家でございますので、そんなに影響は無いものと見てまいりました。

雨水は市道の側溝へ、生活排水は下水道へつなぐということであります。

その他、被害防除改革も適正であり、問題のない申請であると見てまいりました。

次に、整理番号 38 号について報告いたします。

調査員、調査日は前号のとおりであります。

申請地は〇〇町〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇さん。立会人は〇〇さんのお母さんの〇〇〇〇さんと〇〇さんの奥さん。

転用目的は一般住宅。

場所は〇〇〇〇を 50m くらいわたった〇〇〇〇の北側の土地であります。

草止のシートを一面に被覆してありました。

南側は〇〇集落に通ずる市道、東側は〇〇〇〇の給油所、西側は通路になっておりますが、これは奥のほうに申請者の母親の住居と駐車場がありますので、申請地と母親との共有の私道になっております。

生活排水等は合併浄化槽で対応するということであります。

その他、被害防除計画も適正であり、なんら問題のない申請であると見てまいりました。

報告を終わります。

議長 整理番号 39 号を、瀬戸口委員お願いします。

12 番 (瀬戸口委員) 整理番号 39 号について報告いたします。

10 月 17 日に事務局前原さんと俵積田義信委員、それに譲受人の息子〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は西側の市道のほかは東側・南側・北側とも宅地となっており、周囲も宅地化が進んでおります。

譲受人が経営する自動車整備工場の向かい側に位置しております。

目視で 20 c m 程度の段差のある一筆地であります。

現況はトラクターで耕運した後が見られますが、これは年数回雑草が繁茂しないための耕運で、作付は長年されてないとのことであります。

転用許可後は 20 c m から 30 c m 程度盛土して、代車・廃車・修理車などを置く場所として使用し、雨水は市道溝側に流すとのことあります。

以上報告を終わります。

議長 只今の整理番号 36 号から 39 号についての説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 36 号から 39 号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更申請は 1 件で、当初転用事業者による事業計画の変更に関する申請です。

整理番号 3 号

整理番号 3 号の申請地は、〇〇町〇〇番です。

申請地は当初許可後所有権移転されましたが、隣接地との境界に既存ブロック積みがありますが、未整地となっております。

事業計画の変更理由は平成 28 年 6 月 28 日付け受けた許可では、親の実家である枕崎に帰省し、家財を管理するための駐車場・物置として利用するとのことでしたが、家庭的事情により行き来が難しくなり、申請人が当初計画を遂行できなくなったことから、希望もあり親に住ませるための貸家の建築に変更し、授与計画の見直しを行ったため、申請するものであります。

住宅建築にあたっては、申請地の農地境界には既存ブロック積みが施されており、境界より 0.8m 以上控えて建築するとのことでした。

現在は整地管理のみ行われており、貸家建築が事業目的であることから、事業計画の実現は確実と思われま。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 3 号を、瀬戸口委員をお願いします。

12 番（瀬戸口委員）整理番号 3 号について報告いたします。

10 月 17 日に事務局前原さんと俵積田義信委員、それに申請者上木原忠孝さん立会いのもと現地調査を行いました。

平成 28 年 6 月 28 日に、農地法第 5 条の転用許可を受けた事業計画の変更後の転用目的は貸付住宅であります。

住宅を処分し、県外で病気療養中の親の希望を受けて、近々ふるさとである本市に帰省し、居住することになったことにより、今回申請地に住宅を建築し親に貸し付けるとのことです。

周囲の状況も以前と変わりなく、隣接する農地も無く、被害防除計画も適正であり、雨水は市道の側溝へ、汚水及び生活用水は合併浄化槽を使用するとの計画であります。

以上報告します。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありますか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地転用事業計画変更申請の承認の整理番号3号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、日程第6号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号120号から132号の11号まで及び所有権移転の整理番号18号から21号について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第65号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は20ページから22ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号120号から132-11号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外12名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外26名で、設定面積は、畑が19筆で21,036㎡、樹園地が72筆で65,967㎡でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は23ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号18号、譲渡人は〇〇県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で、271㎡、価格は畝あたり〇〇円でございます。

整理番号19号、譲渡人は〇〇県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で、342㎡、価格は畝あたり〇〇円でございます。

整理番号20号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇市にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で、579㎡、価格は畝あたり〇〇円でございます。

整理番号21号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇市にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は2筆で、1,710㎡、価格は畝あたり〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号120号から132号の11号まで、及び所有権移転の整理番号18号から21号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第65号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号120号から132号の11号まで、及び所有権移転の整理番号18号から21号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律24条の規定により、中原委員の除斥をお願いいたします。

(中原委員除斥)

次に、農用地利用集積計画の調整のうち所有権移転の整理番号22号について、事務局に説明をお願い致します。

事務局 整理番号22号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で、1,546㎡、価格は畝あたり〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農用地利用集積計画の調整のうち、所有権移転の整理番号22号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第65号のうち、所有権移転の整理番号22号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(中原委員着席)

議案第65号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、11月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時45分閉会